

27 公埼理第 140 号

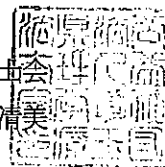
平成 27 年 5 月 13 日

埼玉県整形外科医会

会長 林 承弘 殿

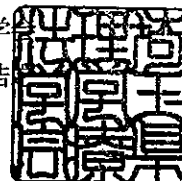
公益社団法人 埼玉県理学療法士会

会長 清宮 清美



第 24 回 埼玉県理学療法学会

学会長 南本 浩



第 24 回埼玉県理学療法学会の後援依頼について

謹啓

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は公益社団法人埼玉県理学療法士会に対し、格別のご理解とご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。この度、第 24 回埼玉県理学療法学会開催にあたり、学会の後援を賜りたくお願い申し上げます。下記の必要書類を送付いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、何卒宜しくお願いいたします。

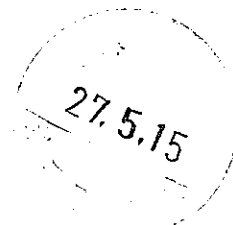
謹白

記

1. 埼玉県整形外科医会の後援等に係る承認申請書
2. (公社) 埼玉県理学療法士会一定款
3. (公社) 埼玉県理学療法士会一定款細則
4. 平成 27 年度 (公社) 埼玉県理学療法士会 役員一覧表
5. 第 24 回埼玉県理学療法学会 関係者名簿
6. 第 24 回埼玉県理学療法学会 趣意書
7. 第 24 回埼玉県理学療法学会 プログラム
8. 第 24 回埼玉県理学療法学会 収支予算書
9. 第 24 回埼玉県理学療法学会 御後援依頼回答書
10. 返信用封筒

以上

<連絡先> 医療法人 光仁会 春日部厚生病院 リハビリテーション部
〒344-0063 埼玉県春日部市緑町 6 丁目 11 番 48 号
TEL: 048-736-1157(リハビリ直通) FAX: 048-736-1157
E-mail: 24th.ptsaitama.gakkaijimukyoku@gmail.com
第 24 回埼玉県理学療法学会事務局 担当：吉田涼子



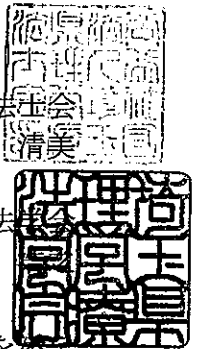
埼玉県整形外科医会の後援等に係る承認申請書

平成27年5月13日

埼玉県整形外科医会
会長 林 承弘 殿

公益社団法人 埼玉県理学療法士会
会 長 清宮 清美

第 24 回 埼玉県理学療法士会
学会長 南本



下記の事業について、埼玉県整形外科医会のご後援をいただきたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 行事の名称 第24回埼玉県理学療法士会
- 2 開催の目的 理学療法士の学術・資質の向上をはかり、県民の医療及び保健の向上並びに福祉の増進に貢献するため。
- 3 後援を受けたい理由
公益社団法人である当士会は社会的責務を負い、質の高い学会を開催する必要があります。その為には、埼玉県整形外科医会のご後援をいただく事が必要と考えております。
- 4 開催期日 平成27年11月29日（日）
- 5 開催場所 大宮ソニックシティ
- 6 事業内容 講演、一般演題の発表、他
- 7 参加者等
 - (1) 参加対象地域 埼玉県及び他県
 - (2) 参加対象者 理学療法士会員、非会員（一般含む）、学生
 - (3) 参加予定人員 500人
 - (4) 参加料等 会員（事前申し込み2,000円、当日3,000円）
非会員（一般含む）4,000円 学生1,000円
- 8 他の後援・共催団体等
埼玉県・さいたま市・さいたま市4医師会連絡協議会・埼玉県看護協会・埼玉県作業療法士会・埼玉県言語聴覚士会 他
（すべて申請中）

公益社団法人 埼玉県理学療法士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人埼玉県理学療法士会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県上尾市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、理学療法士の人格、倫理及び学術技能を研鑽し、埼玉県の理学療法の普及向上を図り、以って埼玉県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法における学術及び科学技術の振興に資する事業
- (2) 県民の健康の増進および障害並びに疾病の予防に資する事業
- (3) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (4) 障害者の支援を目的とする事業
- (5) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- (6) 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- (7) 教育機関に協力し、健康並びに教育の向上に資する事業
- (8) 理学療法に関する刊行物の発行及び 調査研究事業
- (9) 理学療法士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事業
- (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は埼玉県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の三種とする。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定による理学療法士の免許を有する者で、埼玉県内において就業又は在住し、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に多大の功績があった正会員で、理事会の推薦を受け、総会の

承認を得たもの

2 前項の正会員及び名誉会員をもって法律（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律。平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第 8 条 会員は、理事会の定めるところにより届け出をし、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- （1） この定款その他の規則に違反したとき
- （2） この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- （3） その他、除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1） 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき
- （2） 当該会員が死亡し、団体においては解散したとき
- （3） 正会員および名誉会員において、理学療法士の免許を取り消されたとき
- （4） 総正会員及び総名誉会員が同意したとき

（会費等の不返還）

第 11 条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。

第 4 章 総会

（構成）

第 12 条 総会は、正会員及び名誉会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第 13 条 総会は、法人法に規定する事項及びこの定款で定める次の事項について決議する。

- （1） 会員の除名
- （2） 役員の選任又は解任
- （3） 役員の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会が招集を決議したとき
- (2) 総正会員及び総名誉会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき
(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づいて会長が招集する。ただし、すべての正会員及び名誉会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、正会員及び名誉会員に対し総会の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して1週間前までに文書をもって通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員及び名誉会員が書面もしくは電磁的方法により議決権を行使できるときは、2週間前までに通知を発しなければならない。
(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員及び名誉会員の中から選出する。
(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員及び名誉会員1名につき1個とする。
(定足数)

第18条 総会は、総正会員及び総名誉会員の過半数の出席がなければ開催することはできない。
(決議)

第19条 総会の議事は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員及び総名誉会員の過半数が出席し、出席した総正会員及び総名誉会員の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員及び総名誉会員の半数以上であって、総正会員及び総名誉会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決・委任状)

第20条 総会に出席できない正会員または名誉会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員あるいは名誉会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前3条の規定の適用については、その正会員または名誉会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上 15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、4名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 4 前項の会長以外の理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選出)

第23条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者から会長を選定する方法によることができる。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 他の同一の団体の理事及びその他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長以外の理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行

する。

- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること
 - (3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
 - (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任できる。

(報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、役員には費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示

し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外のものとの間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員等の責任免除)

第30条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定により、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項にかかわらず、当該理事又は監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(相談役)

第31条 この法人に、任意の機関として1名以上3名以下の相談役を置く。

2 相談役は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 相談役の選任および解任は理事会において決議する。

4 相談役は、無報酬とする。ただし、相談役には費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務遂行を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第34条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に6回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的記録をもって会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 監事から会長に招集請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。

4 会長は前条3項第2号又は第4号前段に該当する場合は場合には、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集するときは会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面もしくは電磁的記録をもって開催日1週間前までに各理事及び各監事に通知を発しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産の管理並びに運用)

第43条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

5 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 この法人は、第2項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第47条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消し日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は電子公告及び主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は清宮清美とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

公益社団法人埼玉県理学療法士会

定 款 細 則

I 会員に関する項

1. 入会、退会、休会、復会および異動の手続きは、日本理学療法士協会ホームページのマイページから行う。
2. 定款第5条（1）の正会員は、特別の事情がある場合、本人からの申し出により、1年を単位として休会することができる。休会事由が消滅した際は、速やかに復会しなければならない。
3. 定款第5条（2）の賛助会員は、別に定める会費を収めなければならない。
4. 定款第5条（3）の名誉会員に関する取り決めにおいて「本会に多大な功績のあった正会員」とは、本会あるいは公益社団法人日本理学療法士協会に30年以上所属し10年以上本会の役員として貢献したものであること。あるいは、本会に所属し、医療及び保健衛生の向上並びに福祉の増進に貢献し、その功労あるいは功績が国や県あるいは公益社団法人日本理学療法士協会などにより賞を授与されたものであることが望ましい。

II 会費に関する項

1. 正会員の会費は、年額 10,000 円とする。
2. 育児休業割引後の会費は 5,000 円、シニア割引後の会費は 2,000 円とする。
3. 育児休業割引対象者は育児休業期間中に割引申請を行った者とする。
4. シニア割引対象者は満 65 歳以上かつ会員歴 25 年以上の在会会員で割引申請を行った者とする。
5. 正会員の入会金は、2,500 円とする。
6. 賛助会員の会費は、年額 30,000 円とする。
7. 名誉会員は会費を免除する。
8. 本会の会費は、原則として 6 月 15 日までに納入しなければならない。

III 理事および監事に関する項

1. 理事は、会長、副会長、理事とする。
2. 副会長は、会長の任命により会長の業務を補佐する。
3. 理事は、会務をそれぞれ担当し円滑な運営に努める。
4. 理事は、会長と共に理事会を構成し、理事会より負託された次の会務を執行する。
また、その経緯と結果を直近の理事会に報告しなければならない。
（1）理事会提出議題の調整
（2）緊急を要する案件の処理

- (3) その他、通常理事会への負託が妥当であると理事会が議決した事項
5. この他、理事会の運営に関する事項は、別に定める。
6. 監事は、本会の業務運営に精通し、かつ会計制度に精通した者、及び関係法令に精通した者1名を含める。
7. 審議事項は原則として理事会で審議し、決定することとするが、期限等の関係でやむを得ない場合のみインターネット等の通信網を利用して審議することができる。

IV 会務の運営に関する項

1. 会長は、局・部および委員会を置き、会務の運営にあたる。
2. 局長は、会長の任命により局を統括する。
3. 部長は、会長の任命により部を運営する。部員は、部長が選任し、会長が委嘱する。
4. 委員長は、会長の任命により委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。
5. 会長あるいは組織検討委員会が必要と認めるときは、理事会の承認を得て特別委員会を設置または解散することができる。
6. 特別委員会の委員長は、会長の任命により特別委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。
7. 会長が必要と認めるとき、部長および委員長は、理事会で意見を述べることができる。
8. 各局は運営会議を行い、局内の事業調整にあたる。
9. 運営会議は、局長と局内各部長により構成し、局長が必要と認めるときはその他の者の出席を求めることができる。
10. 運営会議は、必要に応じて局長が招集する。
11. 各局、部および委員会の分掌規定は別に定める。

V 兼任の禁止に関する項

1. 会長、監事は、特別な場合を除き、部・委員会（特別委員会を除く）および評議員会の構成員を兼ねることができない。

VI 役員の選出に関する項

1. 役員の選出は、定款第13条に基づき、選挙規程によって行う。
2. 選出を行うため、選挙管理委員会を置く。
3. 役員及び選挙立候補者は、選挙管理委員になることができない。
4. 選挙管理委員の任期は2年とする。

VII 学会に関する項

1. 定款第4条に基づき埼玉理学療法学会を開催する。
2. 学会長は学会評議員会で推薦し、理事会で承認する。
3. 学会長の任期は2年とする。ただし、残務が延期する場合は任期後も行う。
4. 学会長の任命により、準備委員長1名を置く。
5. 学会長の任命により、準備委員若干名を置く。
6. 準備委員長および準備委員は学術大会の企画並びに運営にあたる。
7. 準備委員長および準備委員の任期は2年とする。ただし、残務が延期する場合は任期後も行う。
8. 本会の会員でない者も、学会に参加することができる。

Ⅷ 附 則

1. この細則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
2. 本細則は平成26年12月16日より一部改正により施行する。
3. 本細則は平成27年1月22日より一部改正により施行する。

公益社団法人埼玉県理学療法士会 平成26年度 役員名簿

役職名	氏名	勤務先
会長	清宮 清美	埼玉県総合リハビリテーションセンター
副会長	岡持 利亘	霞ヶ関南病院
副会長	望月 久	文京学院大学
副会長	原 和彦	埼玉県立大学
副会長	解良 武士	日本医療科学大学
事務局長	水田 宗達	埼玉県総合リハビリテーションセンター
財務局長	本宮 光信	川越リハビリテーション病院
事業局長	渡邊 雅恵	さいたま市立病院
学術局長	矢野 秀典	目白大学
教育局長	細井 俊希	埼玉医科大学
広報局長	河合 麻美	さいたま赤十字病院
職能局長	岡持 利亘(兼務)	霞ヶ関南病院
東部ブロック理事	原嶋 創	介護老人保健施設プルミエール
西部ブロック理事	野田 剛	豊岡第一病院
南部ブロック理事	桑原 慶太	北里大学メディカルセンター
北部ブロック理事	飛田 英樹	埼玉慈恵病院
監事	前園 徹	上尾中央医科グループ協議会
監事	田尻 和行	リハビリテーション天草病院

第 24 回埼玉県理学療法学会 関係者名簿

部局	担当	氏名	所属
学会長		南本浩之	春日部厚生病院
副学会長		渡邊彰	西部総合病院
準備委員長		塚田陽一	春日部厚生病院
副準備委員長		新井智之	埼玉医科大学
事務局	局長	吉田涼子	春日部厚生病院
	渉外	臼杵寛	介護老人保健施設とまりや
	総務	小林徳久	南部厚生病院
	財務	池田由香	春日部厚生病院
広報局	局長	塚田陽一	春日部厚生病院
	広報	大沼勝寛	春日部厚生病院
	ホームページ	原田慎一	リハビリテーション天草病院
運営局	局長	城真介	春日部厚生病院
	総合受付部	杉山昇平	春日部厚生病院
	受付	袴田美香	春日部厚生病院
	誘導案内	岡嶋悠二	西部総合病院
	会場運営部	阿部高家	リハビリテーション天草病院
	小ホール	杉浦恵介	圏央所沢病院
	国際会議室A	若松久高	東川口病院
	国際会議室B	伊藤勝	春日部中央総合病院
学術局	ポスター会場	木勢峰之	秀和総合病院
	局長	兵頭甲子太郎	目白大学
	演題査読管理	井上智貴	春日部厚生病院
	学会誌作成	兵頭甲子太郎	目白大学
相談役	学会賞検討	万行里佳	目白大学
		馬崎昇司	霞ヶ関南病院
		佐藤慎一郎	人間総合科学大学

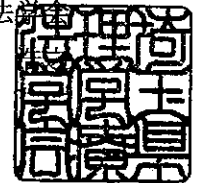
第 24 回埼玉県理学療法学会趣意書

公益社団法人 埼玉県理学療法士会

会 長 清宮 清美

第 24 回 埼玉県理学療法学会

学会長 南本



テーマ 『地域包括ケアにおける理学療法的重要性』

謹啓 時下皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より当会の活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第 24 回埼玉県理学療法学会は「地域包括ケアにおける理学療法的重要性」を学会テーマとし、平成 27 年 11 月 29 日に大宮ソニックシティにおいて開催致します。

わが国は、諸外国に例をみない速さで高齢化が進行しています。2025 年、団塊の世代が 75 歳以上となる高齢者人口は 3,500 万人に達し、国民の医療・介護の需要は更に高まると考えられます。中でも埼玉県は 2025 年までに急速な高齢化が見込まれ、その増加数は全国 1 位となります。厚生労働省は、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

そのため本学会では、「地域包括ケアシステム」の構築が急務とされる中、地域リハビリテーションの重要性、理学療法士の果たすべき役割や人材育成について考える機会にしたいと思います。

まず基調講演では「介護保険改定と地域包括ケアにおける理学療法的重要性」についてご講演いただき、我々理学療法士の担うべき役割や理学療法の方角性を考える上で有用な話題を提供していただきます。特別講演では、「地域包括ケアシステムにおける理学療法士の役割を考える」と題し、地域ケア会議や介護予防について実際に地域でご活躍されている方々をお招きし現状の活動内容や課題・今後の展開についてご講演、討論していただきたいと思います。

また、本学会ではテクニカルセミナーを企画しました。地域包括ケアの中で役立つ理学療法の知識・技術についてご講演いただきます。我々理学療法士が臨床場面の中で明日から活用、応用できる知識・技術を提供していただきます。ランチョンセミナーでは、終末期リハビリテーションについて皆様と考える時間にしたいと思います。主任介護支援専門員で元納棺師の方に終末期における尊厳ある生活支援についてご講演いただくとともに、終末期リハビリテーションに携わっている理学療法士の方からその必要性についてご講演いただきます。

一般演題では、口述発表とポスター発表を企画しております。日頃の臨床・研究・教育の成果や地域での取り組みなどを発表していただき、県士会員の皆様はもちろんのこと、埼玉県民の皆様に還元できるような場になることを心から希望しております。

本学術大会の開催ならびにプログラムの趣旨をご理解いただき、皆様方のご協力ご支援、ご指導を賜りますよう切にお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様の益々のご繁栄を心より祈念致します。

第 24 回埼玉県理学療法学会プログラム

1. 日 時 平成 27 年 11 月 29 日 (日) 10:00～16:45 (受付 9:30～)

2. 会 場 大宮ソニックシティ (2 階小ホール、4 階国際会議室)

3. テーマ 『地域包括ケアにおける理学療法の重要性』

4. プログラム

< 2 階小ホール >

10:00～10:10 開会式

10:10～11:40 基調講演「介護保険改定と地域包括ケアにおける理学療法の重要性」 (仮)

講師: 打診中

座長: 学会長 南本 浩之

11:40～11:45 次期学会長挨拶

12:10～13:10 ランチョンセミナー「終末期リハビリテーションを考える」

～納棺師の経験から、最良の最期の迎え方とは～

講師: 柴田 奈月 先生 (越谷なごみの郷 主任介護支援専門員)

～終末期リハビリテーションにおける理学療法士の役割～

講師: 國澤 洋介 先生 (埼玉医科大学)

座長: 学会長 南本 浩之

13:20～14:50 テクニカルセミナー「地域包括ケアにおける理学療法テクニック」

講師: 古澤 浩生 先生 (リハビリテーション天草病院)

執行 淳一 先生 (草加松原リハビリテーション病院)

座長: 副学会長 渡邊 彰

15:00～16:30 特別講演「地域包括ケアシステムにおける理学療法士の役割を考える」

～現状の活動内容と課題、今後の展開について～

講師: 岡持 利亘 先生 (霞ヶ関南病院)

飯塚 有子 先生 (関東脳神経外科病院)

大熊 克信 先生 (さいたま市民医療センター)

新井 めぐみ 先生 (行田総合病院)

南本 浩之 (春日部厚生病院)

座長: 清宮 清美 先生 (埼玉県総合リハビリテーションセンター)

16:35～16:45 閉会式

< 4 階国際会議室 A >

10:00～14:50 リハビリテーション機器展示

< 4 階国際会議室前ホール >

9:40～10:00 ポスター貼付

< 4 階国際会議室 B >

10:00～13:00 ポスター展示

13:00～14:50 口述発表 I・II (計 8 演題)

13:00～14:50 ポスター発表 I・II (計 30 演題)

17:00～19:00 懇親会 (国際会議室 A・B)

14:50～16:40 ポスター撤去

※学会終了後 17:00 より懇親会を予定しております。

第24回埼玉県理学療法学会(平成27年度) 収支予算書

収入の部

	予算額	備考
参加費	1,270,000	会員(事前受付) 2,000円×280名 会員(当日受付) 3,000円×200名 非会員 4,000円×15名 学生 1,000円×50名
広告費	100,000	
学会補助費	1,480,000	埼玉県理学療法士会より補助
収入合計	2,850,000	

支出の部

	予算額	備考
会議費	200,000	運営会議、各部局会議、演題審査会議等
交通費	70,000	会議交通費、会場下見等
通信費	50,000	切手代等
消耗品費	70,000	文具、コピー用紙、印刷代等
会場費	750,000	施設使用料(国際会議室、小ホール、楽屋)、ママMATA契約料、備品レンタル(ポスターパネル)など
看板・オペレータ	350,000	メイン会場看板等、外看板等、OP(音響1・照明1・映像)
ポスター代	90,000	A2 カラー(600枚)
学会誌	550,000	抄録作成費(4,400部)・発送費
人件費(講師)	230,000	講師謝礼、交通費、弁当代
人件費(評議員等)	40,000	評議員弁当代、交通費等
人件費(スタッフ)	370,000	弁当代、交通費等(80名)
予備費	80,000	
支出合計	2,850,000	

総収支

収入合計	2,850,000	
支出合計	2,850,000	

第 24 回埼玉県理学療法学会 御後援依頼

回答書

平成 27 年 月 日

公益社団法人 埼玉県理学療法士会
会 長 清宮 清美
第 24 回 埼玉県理学療法学会
学 会 長 南本 浩之

団体名

代表者氏名

(御担当者様氏名)

標記学会の後援については、次の通りです。

承諾します ・ 承諾しません

(いずれかに○をつけて下さい)

同封の封筒でご郵送ください。